

Fujio Elementary School
Guardians Association

藤尾小学校
保護者会

HANDBOOK



Table of Contents

- 01 藤尾小学校保護者会
わたしたち保護者の役割とは
- 02 登下校のルール
放課後の過ごし方のルール
- 03 町別児童会
地域連絡員について
- 04 保護者会規約
- 05 関係協力団体のご紹介

About Our association

- 子どもを危険から守る
- 教育にふさわしい学校環境を整える

子どもたちの健やかな成長を願う保護者が全員で力を合わせ、子どもたちを取り巻く環境の改善を図ることを目的に活動しています。

教職員の皆様、地域の方々とも信頼関係を作って、協力連携し活動を行っています。

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う
(民法820条)

- 子どもを安全に学校に通学させること
- 帰宅後の子どもの行動、子どもの生活や言動について責任をもって管理指導すること

これらは保護者の管理下であり、保護者の責任です。

※学校保健安全法第27条・第30条および平成31年の中央教育審議会で、登下校時の見守り活動は、学校や教師の本来の業務ではないと整理されています。より安全な経路(通学路)を指定する責任は学校にあるが日常的な安全確保は保護者が責任をもつ領域であるということです。

保護者の思いをかたちに

年度初めに保護者会幹事を通じ、保護者役割活動の詳細をご案内します。

子どもたちの安全(防犯・交通安全)と、

子どもたちが1日のうち最も長く過ごす学校環境の整備のために

ご協力をお願いします。

なにかひとつ

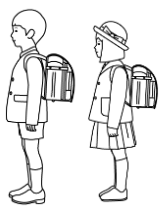
できることを

できるときに

小さな活動だと思われることも、子どもたちにとっては大きな安心となります。

保護者のみなさまの思いやりや優しさが、子どもたちを温かく包みこみ、笑顔があふれ、それは、学校・家庭・地域を循環します。

藤尾小学校に通う子どもたちがよりよい環境の中で、心も体も大きく成長し、充実した6年間が過ごせるよう、ご協力をお願いいたします。



登校のルールについて

登校方法	藤尾小学校では、保護者の意向により分団別集団登校を行っています。
集合場所・時間 登校ルート	・各分団の登校班で決められた集合場所へ集合時間までに行きましょう。 ・決められた通学路を通ります。
集団登校に 間に合わない 場合	①集団登校に間に合わない場合は、保護者が責任をもって学校まで送り届けましょう。 ②集団登校に間に合わず、個別で送り届ける際、職員室に登校した旨をお伝えください。 ※登校時間の7:50~8:20は、登校時の児童の横断の妨げにもなり大変危険な為、緊急の場合をのぞき、車での来校はご遠慮ください。
欠席・遅刻を する場合	欠席・遅刻する場合は学校だけでなく、登校班にも連絡をお願いします。 ※事前に同じ登校班の保護者の方に個別連絡をしたり、当日、登校班に出向き伝言する等してください。
登校の見守り 協力のお願い	①各登校班内の最年長者が班長に任命はされますが、時々集合場所へ行ったり、登校班に同伴して、登校班がきちんと機能しているか、子どもたちがルールを守っているか、子どもたちに変化はないか、保護者のみなさまも見守りをお願いいたします。 ②子どもたちは6年の間に心も体も大きく成長します。様々な理由で途中で集団登校がなくなったり、何か悩みが出てくることもあると思います。そんな時は、おひとりで悩まず、同じ登校班の保護者の方にご相談ください。気持ちよくお互いの価値観を尊重し協力しながら、登校班と子どもたちを見守っていただけたらと思います。

以下の【 】に情報を記入して、お子さまと一緒に登校ルールを確認してください。

わたしは【 (例) 桜ヶ丘 ぶんだん しょぞく 】分団に所属しています。

登校班名は【 (例) 桜ヶ丘① どうこうはんめい 】です。

集合場所は【 しゅうごうばしょ しゅうごうじかん いえ じ ふん しゅっぱつ 】です。

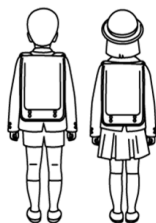
集合時間は【 じ ふん しゅっぱつ 時 分】なので、

家を【 じ ふん しゅっぱつ 時 分】には出発します。



登校のルール

- 集団登校は班長を先頭に決められた通学路を2列に並んで歩きます。
※雨の日など、傘をさすときは班長の指示に従い、1列に並ぶなどしながら注意して歩きます。
- 安全に注意しながら歩きます。前の人を押したり、走ったり、追いかけてこをしたりしません。
- 交差点や横断歩道などで車やバイクに道をゆずってもらったら、「ありがとうございます」と大きな声でお礼を言きましょう。
- 保護者や地域の人に「おはようございます」と気持ちよくあいさつをしましょう。



下校のルールについて

<p>下校方法</p>	<p>① <u>1・2年生は同じ方面別に集団下校</u>を行っています。</p> <p>② <u>3年生以上は集団下校ではありませんが、安全のために同じ方向の児童はなるべく一緒に帰りましょう。</u></p>
<p>下校時間 下校ルート</p>	<p>・下校時間は学年により異なるため、毎月<u>学校だよりの下校時刻一覧</u>をご確認ください。</p> <p>・下校の際も、<u>決められた通学路</u>を通ります。</p> <p>※登下校のルートには、子どもでも覚えやすいようそれぞれ<u>フルーツの名前</u>がついています。お子さまと一緒に通学路と名称の確認をお願いいたします。</p>
<p>下校の見守り 情報共有の お願い</p>	<p>①下校のルールを守っているか、子どもたちに変化はないか、保護者のみなさまも可能な限り見守りをお願いいたします。</p> <p>②不審者情報は、学校や警察へ通報をお願いいたします。</p> <p>③「こども110番のおうち」の場所を、お子さまと一緒に確認をお願いいたします。</p> <p>※下校時間の<u>14:00～15:40</u>は、下校時の児童の横断の妨げにもなり大変危険な為、緊急の場合をのぞき、車での来校はご遠慮ください。</p>
<p>チェックを お願いします</p>	<p>①万が一の場合に使用する防犯ブザー・防犯ホイッスルの使い方を各家庭で確認しましょう。</p> <p>②防犯ブザーの電池が切れていることがないように、適時動作確認をお願いいたします。</p>

📄以下の【 】に情報を記入して、お子さまと一緒に下校ルールを確認してください。👨👩

げこう (例) ストロベリー🍓

わたしの下校ルートは【 】です。



<p>下 校 の ル ー ル</p>	<p><u>寄り道はしません。</u></p>
	<p>安全に注意しながら歩きます。<u>お友達を押したり、走ったり、追いかっこはしません。</u></p>
	<p>信号が青になったからといって、<u>すぐに飛び出して横断歩道を渡らない</u>ようにしましょう。</p>
	<p>交差点や横断歩道などで車やバイクに道を譲ってもらったら、「<u>ありがとうございます</u>」と大きな声でお礼を言きましょう。</p>
	<p>「不審な人物を見かけた」「怖い思いをした」などの場合は、「<u>こども110番のおうち</u>」にかけこむようにしましょう。</p>
	<p>「不審な人物を見かけた」などの場合は、帰宅したらおうちの人に伝えましょう。</p>
	<p>子ども安全リーダーの方や、保護者や地域で下校の見守りをしてくださっている方に大きな声で「<u>さようなら</u>」「<u>ありがとうございます</u>」と、あいさつしましょう。</p>



放課後の過ごし方のルール

守ろう！4つのやくそく

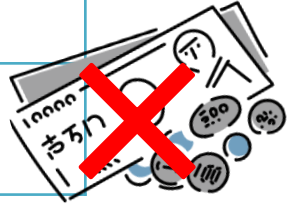
出かけるときには、「誰と」「どこに」「何をしに」「いつ帰る」を家の人に伝えます。

放課後、子どもだけで忘れ物を学校へ取りに来ることはできません。

ゲームやカードなどの遊び道具やお金の貸し借りをしません。

子どもだけで校区外に出ません。

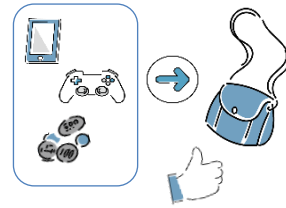
お店（ショッピングモールなど）、娯楽施設（映画館、ボウリング場など）、危険な所（川や空き家など）には行きません。



遊び場のルール

学校の運動場は午後4時30分まで遊ぶことができます。
学校の運動場で遊ぶ際はお菓子を持ってくることはできません。

携帯ゲーム機や携帯電話、財布や家の鍵などの貴重品は常に持っているか、自分から見えるところに置くなどして自分で管理しましょう。ご家庭でしっかりとご指導をお願いいたします。



防犯・交通のルール

道路で乗ってはいけない遊具（スケートボードやキックスケーター、ローラースケートなど）は、道路で乗りません。
公園などで乗りましょう。

自転車に乗る際はヘルメットをかぶるようにしましょう。
また、滋賀県では自転車保険の加入が条例で義務となっております。
ご家庭で確認をお願いいたします。

「おうちの人が急に病気になった」「お菓子をあげる」「ゲームをあげる」などと言って知らない人に声をかけられても絶対に
ついていってはいけません。



スマートフォン・タブレット等（通信機器）使用のルール

携帯電話番号やメールアドレス、SNSの連絡先などはきちんと管理しましょう。
自分以外の連絡先を勝手に他の人に教えてはいけません。

インターネットやSNSの書き込み方に気を付けましょう。
直接面と向かって言えないことは書いてはいけません。書き込む前に一度考えましょう。

保護者は児童のスマートフォンやタブレットにフィルタリングをかけるなどして、児童のデジタル機器の使用に制限をかけたり、使用状況を把握することに努めるようお願いいたします。スマートフォン等の契約者は保護者であることを児童に説明し理解させた上で、使用させるようお願いいたします。



町別児童会とは

集団登校を安全に行うため、分団別に指定された教室に集まり、分団長（班長等）を中心に分団内の情報共有や課題の話し合いをする場です。

※分団毎配置された地域連絡員と担当教員のアドバイスのもと、児童主体で会を進行します。

◆各学期に1回開催（年3回）

【主な話し合いの内容】

集合時間と場所の確認
登校班に問題はないか
地域の危険な場所や不審者情報の共有
地域関係団体からの情報共有
その他連絡事項

▲保護者の皆さまへのお願い

町別児童会開催日、お子さまが帰宅されましたら、情報共有された内容等を必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

1	大谷
2	追分（上横木地域含む）
3	山手
4	緑ヶ丘 ①②
5	<small>いなば かみ ・ なか</small> 稲葉上・中 (2018年度より稲葉上と中が合併)
6	<small>いなば しも</small> 稲葉下
7	<small>こがねがおか ・ そすい</small> 小金ヶ丘・疏水
8	奥町
9	ルモン
10	桜ヶ丘 ①②
11	<small>ひがしちよう</small> 東町
12	ひすいヶ丘
13	<small>しんまち</small> 新町 <small>しもよこぎ</small> グランディア・下横木 (2020年度より新町・グランディアと下横木合併)

※現在、国道向こうの「上横木」は分団としてはありません。在住の児童は「2：追分」分団に入って集団登校しています。



地域連絡員とは

地域連絡員は、地域各種団体と協力し、児童の登下校の安全を含む校外生活の向上に努めるために保護者会の枠組みの中で設置するものです。

🗳️任期と選出・決定方法

（保護者会規約 第6章をご参照ください）

1年任期

各分団内の保護者が交代して担当

話し合いや輪番制で選出し決定

※各分団により選出方法は異なります。



地域連絡員の任務

- 1 集団登校時の安全確認。時々集合場所に行き、児童の様子を見ていただき声かけをお願いいたします。大きな問題があれば学校と同じ分団の保護者に連絡をしてください。
- 2 学校からの連絡（地域での不審者情報など）についてはメール配信や電話を行います。必要に応じて時間の許す範囲で見回りをお願いいたします。
- 3 地域の安全について（不審者、道路寸断、工事、川の氾濫など危険箇所）気が付かれたら積極的に警察や関係機関、学校などに連絡してください。
- 4 「こども110番のおうち」の設置状況の把握。コーンの破損を発見した場合は地域の担当の役員さんなどに連絡をお願いいたします。
- 5 町別児童会に出席し、子どもたちに保護者目線でのアドバイスをお願いいたします。
- 6 登校班の集合場所を変更する（変更した）場合は、情報共有が必要なため、学校へ連絡をお願いいたします。

保護者会規約

第1章 総則

(名称および所在地)

第1条 本会は、大津市立藤尾小学校保護者会（以下「本会」という）と称し、本部を大津市立藤尾小学校（以下「本校」という）に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と学校と地域とがともに協力して児童を育成し、よりよい学校づくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- (1) 本校を核とした地域づくり
- (2) 本校と地域との連携・協働の促進
- (3) 児童の登下校時の交通安全の確保
- (4) 学校環境の充実に資する活動
- (5) その他上記(2)から(4)の活動を支える活動

(活動の原則)

第4条 本会は、第2条を目的とする任意団体として、次の原則に基づき活動する。

- (1) 組織の運営は会員の自主的意思のもので行う。
- (2) 特定の会員に過度な負担が及ぶことのないよう、だれもが参加・参画しやすい会の運営を目指す。
- (3) 必要に応じて活動を支える会員の募集を行う。
- (4) 前条に掲げる活動以外の目的とする団体および事業には、いかなる関係も持たない。
- (5) 特定の政治信条や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような活動は行わない。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本校に通う児童の保護者
- (2) 学校アドバイザー 本校に勤務する教職員
- (3) 地域アドバイザー 第2条を目的とする地域団体

(会員の役割)

第6条 会員である保護者は会が円滑に運営できるように協力しなければならない。

第3章 本部

(幹事)

第7条 本会は、本部に次の幹事を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 一般幹事 5名とするが、必要に応じて増減することができる

(本部の任務)

第8条 本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 代表幹事は、本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 一般幹事は、代表幹事を補佐する。
- (3) 本会は必要に応じて幹事を増減することができる。

(任期)

第9条 幹事の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし再任を妨げない。

(欠員補充)

第10条 転校、その他の要件により幹事に欠員が生じた場合は残りの幹事による話し合いで補充を行うか決定する。欠員補充の任期は残任期間とする。

(参与)

第11条 本会に参与をおき、現職校長がこれにあたる。

(幹事の選出)

第12条 本部の幹事は、会員より有志を募り選出する。

(代表幹事の選出)

第13条 幹事のうち、1名を代表幹事とする。

第4章 会計

(会費)

第14条 本会は、会費を徴収しない。

第5章 総会

(総会)

第15条 本会は、必要に応じて全会員をもって構成する総会を開催することができる。
2. 社会状況に応じて総会を書面にて開催することができる。

(審議)

第16条 総会は、本会の最高議決機関であり、会に関わる重要事項に関する審議と承認を行う。

(議長)

第17条 総会の議長は、総会ごとに出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 会員は児童の人数に関わらず、会員の所属する世帯につき一つの議決権を有する。
2. 会員は書面にて議決権を行使することができる。
3. 総会の議事は、その議決権の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

(召集)

第19条 総会は代表幹事が召集する。

第6章 地域連絡員

(任務)

第20条 地域連絡員は、地域各種団体と協力し、児童の登下校の安全を含む校外生活の向上に努める。

(任期)

第21条 地域連絡員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし再任を妨げない。

(欠員補充)

第22条 転校、その他の要件により地域連絡員に欠員が生じた場合は欠員を補充する。欠員補充の任期は残任期間とする。

第7章 改正

(改正)

第23条 本規約の改正は、本部で審議し、総会においてその議決権の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

第24条 本会の必要な規程は、本規約に反しない限り、本部で定めることができる。

この規約は、2023（令和5）年4月1日より施行する。

関係協力団体のご紹介

藤尾小学校
学校運営協議会

藤尾学区
まちづくり協議会

学校運営に関して協議をするためにおかれた機関です。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項)

「誰もが魅力を感じてすみたくなるまち」
「毎日を安心して楽しく暮らせるまち」

保護者や地域の関係協力諸団体の方々が教育委員会より委員として任命され、構成されています。

みんなで知恵と力を合わせて自分たちで創り出して
いくために設立された地域団体です。

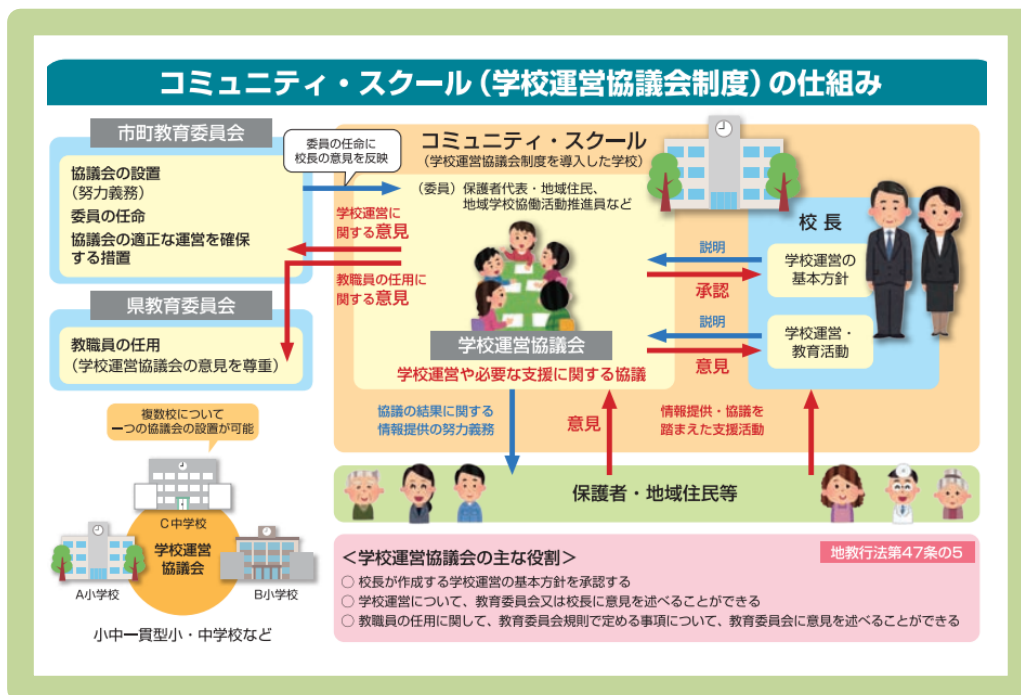
保護者や地域の皆さまが、学校の現状や運営方針について理解を深め、ともに知恵を出し合い、地域の特性を活かしながら、学校運営に意見を反映させることで、学校・保護者・地域が三位一体連携し協働しながら、子どもの学びや豊かな成長を支えていくことができるよう、「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みです。

- ・健やか安心部会
- ・コミュニティ深化部会
- ・歴史文化部会
- ・広報IT部会

上記4つの専門部会で構成されています。

年に3回運営協議会が開催され、さまざまな意見交換がなされています。年度途中には、学校の現状を共有し、委員の皆さまから学校運営の評価をして頂いています。

※コミュニティスクールとは、【学校運営協議会】を設置した学校を指します。



藤尾学区 社会福祉 協議会

藤尾青少年育成学区民会議と共催で
「藤尾学区民夏まつり」、「子ども学習
ひろば」や「おもちつき」を開催くだ
さっています。
福祉教育の講師として、学校にも講演に
いらしてくださっています。

大津警察署 子ども 安全リーダー 連絡協議会

毎月20日、登校班がきちんと機能しているか、
通学路に危険はないかチェックしながら登校班に同
伴し、朝の様子全体を見守ってくださっています。
「子ども110ばんのおうち」の設置管理の他、防犯
教室の開催、地域の防犯についての情報交換や啓発
活動も活発に行ってくださいしています。
小学校緊急集団下校の際にもご協力頂いております。

藤尾 青少年育成 学区民会議

毎月第1木曜日、校門・西門・バス停付近の
横断歩道等で、のぼり旗をもって子どもたち
を誘導しながら、あいさつ運動とともに朝の
登校見守りをしてくださっています。
また、「学習広場（工作や書き初め等）」、
「森林育成事業（結の森）」、「藤尾学区民
夏まつり」、「かるた大会」など子どもたち
が楽しみにしている催しを開催してくださ
っていますので、保護者の皆さまもお子さまと
一緒にぜひ参加してください。
保護者向けには「救急救命講習会」も開催さ
れています。

大津 交通安全協会 藤尾支部

毎月1日・15日の月2回、
校門・西門・バス停付近の横断歩道等で、
交通安全旗で子どもたちを誘導しながら、
朝の登校を見守ってくださっています。
年に1度、大津市の通学路点検にも学校・
保護者とともに参加下さっています。

Fujio Elementary School Guardians Association

卒業時まで大切に保管しご活用ください。

●ハンドブックカラー版 掲載してます

大津市立藤尾小学校ホームページ

<http://www.otsu.ed.jp/fujio/>

HOME > 保護者会の広場



2023.2発行